

南アルプス市週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事(以下「週休2日工事」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場 目的物を設置する現場のことをいい、工場製作としての現場は含まない。
- (2) 休工期 通行規制に伴う交通誘導作業、現場の安全確認のための見回りその他の現場管理に必要な作業を除き、下請け企業等も含め終日一切の現場作業(現場事務所での事務作業を含む。)を行わない日のことをいう。
- (3) 現場閉所日 あらかじめ定めた現場の休工期のことをいい、降雨、降雪等による予定外の休工期についても実際の現場閉所日に含むものとする。
- (4) 完全週休2日制 契約締結日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間から、第4条各号に定める期間を除いた期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日を現場閉所日とすることをいう。
- (5) 4週8休制 契約締結日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間から控除期間を除いた期間の現場閉所日数の割合が、28.5パーセント(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 週休2日 完全週休2日制又は4週8休制いずれかの形式により施工することをいう。

(対象工事)

第3条 次の各号に該当する工事を除き、南アルプス市(以下「発注者」という。)の発注工事で令和6年4月1日以後に新規に契約する全ての工事を対象とする。

- (1) 現場施工が1週間未満の工事
- (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事(災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等)
- (3) 現場特性により施工時期又は施工期間に制約があると判断される工事(学校の夏季休暇期間中での工事等)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により対象とすることが適切でないと認められる工事

2 対象工事は、入札公告及び特記仕様書において週休2日工事である旨を明示するものとする。

(対象期間)

第4条 契約締結日の翌日から工事完成日(工事完成届提出日)までの期間とする。ただし、

次に掲げる期間は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工（現場事務所等の設置又は測量を含む。）を開始するまでの期間）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間）
- (3) 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（対象工事の受注者（以下「受注者」という。）の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）
- (4) 夏季休暇3日間
- (5) 年末年始休暇6日間
- (6) 工場製作のみの期間
- (7) 工事事務等による不稼働期間
- (8) 天災（豪雨、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
（受注者の取組）

第5条 週休2日工事の取組内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、当月の現場閉所計画については前月20日までに、週休2日工事現場閉所（計画・実績）書（参考様式1）を発注者に提出する。
- (2) 受注者は、現場閉所計画に従い、現場閉所を実施する。
- (3) 受注者は、当月の現場閉所実績について、翌月の5日までに週休2日工事現場閉所（計画・実績）書（参考様式1）及び週休2日工事現場閉所実績集計表（参考様式2）を発注者に提出する。ただし、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。
- (4) 受注者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由にした工期の変更は認めない。
- (5) 受注者は、週休2日の確保について施工計画書に記載するものとする。
- (6) 受注者は、対象期間中において、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、振替休日等を設定し、前日までに監督員と協議し承諾を得ること。
- (7) 受注者は、適宜、監督員から指示があった場合には、現場閉所の実績に係る書類等を提示し、確認を受けるものとする。
- (8) 受注者は、対象期間中において、週休2日工事であることを記載した掲示板を工事現場の公衆の見やすい場所に設置する（A3版程度）。
（発注者の取組）

第6条 発注者は、週休2日の取組を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 発注者は、各部局で定めた取扱いに基づき、予定価格に直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。
- 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書に記載する。
- 4 監督員は、週休2日工事現場閉所（計画・実績）書（参考様式1）により現場閉所日を

確認する。

- 5 監督員は、受注者から前条第6項の規定による協議があった場合は、その理由が妥当であると判断した場合に限りこれを承諾する。
- 6 監督員は、前条第7項に規定する確認を行う。
- 7 監督員は、受注者から提出された週休2日工事現場閉所（計画・実績）書（参考様式1）及び週休2日工事現場閉所実績集計表（参考様式2）により、現場閉所の実施状況を確認する。

（費用の計上）

第7条 週休2日工事の実施状況を確認後、週休2日の取組を実施し、達成できなかった場合は減額変更する。

- 2 前項に規定するもののほか、費用の計上については、山梨県県土整備部長の定める取扱いに準ずる。

（工事成績評定への反映）

第8条 対象工事について、対象期間内に週休2日の取組を実施し、達成できなかった場合は、工事成績評定表の「社会性等」（第二次評定）において3点を減ずる。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領に関する疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。